



平成22年(2010年) 1/20 第1211号

発行：小平市 編集：企画政策部 秘書広報課 〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333番地 ☎042(341) 1211(代表)

市報 こだいら

人口と世帯数 平成22年1月1日現在
◎住民基本台帳登録数 前月比
男 89,353人 52人減
女 90,364人 50人増
計 179,717人 2人減
世帯数 81,619世帯 1世帯増
◎外国人登録数 4,273人
合計(住民基本台帳登録数+外国人登録数) 183,990人

◇小平市ホームページ http://www.city.kodaira.tokyo.jp ◇電子メール info@city.kodaira.lg.jp

所得税の電子申告などに必要な電子証明書の発行、住民基本台帳カードの申請および交付を3月13日(土)までに限り、土曜日(午前8時30分~11時30分)も行います。

3月13日まで 電子証明書、住民基本台帳カードの発行を土曜日も実施(予約制)



市民課で取り扱う住民票の写しなど、証明書の手数を電子マネー(PASMO、Suica)でも納付していただける、電子マネー納付実証研究を実施します。期間中に電子マネーで手数料を納付していただいた

電子マネー 納付実証 研究を実施

なお、土曜日の発行は事前予約制となります。あらかじめ電話でお問い合わせください。問合せ 市民課 ☎042(346)9804



市民課窓口での納付イメージ

問合せ 市民課 ☎042(346)9804

表1 3月1日からの原動機付自転車の有料自転車駐車場使用料

Table with 3 columns: Station Name, Type, Regular Use (1 month). Includes stations like 鷹の台駅南, 小川駅西口, 新小平駅第一, etc.

※いずれも、一時利用(1日)は150円です(花小金井駅東を除く)。

表2 3月1日から新たに整備する有料自転車駐車場

Table with 4 columns: Station Name, Type, Regular Use (1 month) - General, Regular Use (1 month) - Student. Includes stations like 新小平駅西, 新小平駅南, 新小平駅北.

※駐車場の一時利用(1日)は自転車100円、第一種・第二種原付は150円です。※定期利用の受付は、各駐車場の管理棟で2月6日(土)から開始します。※第一種原付...排気量が50CC以下の原動機付自転車、第二種原付...排気量が50CC以上125CC以下の原動機付自転車。

自転車駐車場の利用方法を変更

市では、市内駅周辺の放置自転車等を無くすため、自転車駐車場の整備や放置自転車などの撤去を行ってき

ました。便利で安心できる施設づくりと、放置自転車などを減らすため、次のとおり制度を変更します。



は、これまで排気量50cc以下に限られていたが、3月1日から排気量125cc以下までに拡大します。また、一橋学園駅北有料自転車駐車場では、原動機付自転車の利用ができるようになります(表1参照)。

市民と市長の対話集会

市では、市内駅周辺の、歩行者や障がいのある方などの通行に危険な自転車などの放置を防止するため、3月1日以降に撤去された自転車などからの撤去を改定

タウンミーティングを開催します。皆さんの疑問や提案を、市長が直接お聞きします。とき 2月13日(土) 午後7時~9時

第13回 女と男のフォーラム 家族がいてもいなくても

撤去された自転車などの返還の利便性を図るため、3月1日から撤去自転車保管所の営業時間を拡大します。撤去された自転車などの返還の利便性を図るため、3月1日から撤去自転車保管所の営業時間を拡大します。

また、自転車駐車場の利用方法の変更に伴い、排気量125cc以下の原動機付自転車も撤去の対象となります。

住居表示の実施区域の範囲および実施年度

住居表示整備地域は、広大であるため、過去の実施などを勘案すると、1回で実施するには対象地域の規模が大きすぎるため、複数回に分けて実施することが適当と判断した。

ワーク・ライフ・バランス市民懇談会 参加者を募集

市では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、その理念の啓発と実践方法などについてご意見をいただく市民懇談会を開催します。

市街地区域の決定 住居表示整備の実施を前提として、地域住民の理解と協力を得ながら、次の区域を新たに決定することが適当である。

田道より西側については、仲町と一体的に整備を図るべきものとし、今回は除外した。

市街地区域の決定 住居表示整備の実施を前提として、地域住民の理解と協力を得ながら、次の区域を新たに決定することが適当である。

市街地区域の決定 住居表示整備の実施を前提として、地域住民の理解と協力を得ながら、次の区域を新たに決定することが適当である。